

公益社団法人東京地学協会 助成規程

(総則)

第1条 公益社団法人東京地学協会（以下「本協会」という。）定款第4条（3）の助成事業の実施については、この規程によるものとする。

(助成の種別)

第2条 助成の種別は以下のとおりとする。

- (1) 東京地学協会調査・研究及び国際研究集会助成：地学分野の研究で、地学の発展に貢献できる調査・研究の助成および普及活動の助成。国際的な研究集会を開催することによって、地学の進展に貢献することが期待される集会の助成。
- (2) 東京地学協会普及・啓発活動助成：地学の普及・啓発にかかわる出版、地学・地理クラブ活動、地学・地理教育等の助成。

(助成金の金額)

第3条 助成金の金額は、以下のとおりとする。

- (1) 第2条第1号前段（調査・研究）の助成金額は1件50万円以内、後段（国際研究集会）の助成金額は1件100万円以内とする。
- (2) 第2条第2号の助成金額は1件100万円以内とする。

(助成事業の募集)

第4条 助成事業は公募とする。

2 本協会は、公募要領及び申請書式を、地学雑誌及び本協会の Web サイト（ホームページ）に告示しなければならない。

(助成の申請)

第5条 第2条各号の助成を受けようとする者は、次の各号に従って申請書を提出する。ただし、本協会の役員、助成委員会委員及び助成対象者選考委員会委員は、その任期中は申請できない。

- (1) 第2条第1号の助成を受けようとする者は、調査・研究及び国際研究集会助成の公募要領に従って別紙申請書を提出する。
- (2) 第2条第2号の助成を受けようとする者は、地学の普及・啓発活動助成の公募要領に従って別紙申請書を提出する。

(助成対象者選考委員会)

第6条 助成委員会は、助成の適否を審議するため、助成の種別ごとに、助成対

象者選考委員会（調査・研究及び国際研究集会助成対象者選考委員会並びに普及・啓発活動助成対象者選考委員会）を設置する。

2 各助成対象者選考委員会の委員は、地質鉱物学、地理学、地球物理学等の分野からなる各 10 名以内の者とし、理事会の議を経て会長が任命する。

3 各助成対象者選考委員会の各委員長は理事会の議を経て会長が任命する。

4 各助成対象者選考委員会は、委員長が招集し、委員総数の 2 分の 1 以上をもって成立する。

5 各助成対象者選考委員会は、申請された案件について、別に定める採択基準にもとづいて審議し、全会一致の賛成があった案件の申請者を助成にふさわしい者として、助成裁定額とともに、助成委員会及び理事会に推薦する。以下、助成にふさわしい者を「助成候補者」という。

6 各助成対象者選考委員会の委員長及び委員の任期は、1 期 2 年とし、3 期を限度とする。

（助成対象者の決定）

第 7 条 理事会は、各助成対象者選考委員会から助成候補者が推薦された場合は、助成の可否及び助成する金額について審議し、決定する。

2 本協会は、理事会が助成を決定した者に、助成する金額を含む結果を通知し、交付申請書及び誓約書の提出を求める。なお、助成を決定した者が大学院生の場合は、指導教員の同意書の提出も求める。以下、助成を受諾した者を助成対象者、助成する金額を助成額と表記する。

（助成金の交付と使途・会計報告）

第 8 条 本協会は、助成対象者から交付申請書及び誓約書等、必要書類が提出された後、決定された助成額を交付する。

2 助成対象者は、助成金会計取扱要領に従って助成金を使用し、助成期間が終了した後に、助成金会計要領の様式に従って期日内に会計報告をする。

（成果の報告と公表）

第 9 条 助成対象者は、以下に従って成果を報告し、公表する。

(1) 第 2 条第 1 号の助成者は、助成期間を終えた後、研究報告あるいは研究集会報告として、助成委員会が指定した書式に従い、指定した期日内に、その成果をまとめた「地学ニュース」用原稿を助成委員会に提出する。助成委員会は、報告を「地学ニュース」に掲載する。

(2) 第 2 条第 2 号の助成対象者は、助成期間中に、出版物を刊行し、助成期間を終えた後、出版した刊行物 3 部を、地学協会に提出する。

2 本協会は, 助成の事実及びその意義等について, 適切な広報活動をおこなう。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は, 理事会の議決により行うことができる。

附則

この規程は令和6年1月23日から施行する。

令和6年1月23日
公益社団法人東京地学協会 令和6年度第6回理事会決議

平成28年1月23日
公益社団法人東京地学協会 平成28年度第6回理事会決議